

原子力関連規制の効率化に関する諸外国の動向 —英国・米国・カナダにおける取り組みの状況（2026年7月時点）—

稲村 智昌, 堀尾 健太
電力中央研究所 社会経済研究所

2026年8月

要約

2025 年、英国・米国・カナダの 3 か国において、原子力関連規制の効率化を目指す動きが相次いで始まった。本ディスカッションペーパーでは、3 か国における取り組みの状況を明らかにした上で、共通する傾向やポイントについて考察した。調査・分析にあたっては、各国の取り組みの内容に加えて、一連のプロセス（主な経緯、規制機関の対応ぶり等）にも着目した。また、安全規制やリスク管理の在り方に影響を与えるかどうかにも留意した。

英国では、スターマー首相が設置した原子力規制タスクフォース（NRT: Nuclear Regulatory Taskforce）による最終提言が 2025 年 11 月 24 日に公表された。NRT 最終提言を受けた包括的な実施計画として、2026 年 3 月 13 日、政府は「原子力国家の構築」を公表し、2027 年末までに全ての改革を完了させる意向を表明した（法改正を伴う改革については 2028 年に至るものもある）。原子力規制局（ONR: Office for Nuclear Regulation）は、許認可要件等を定めた「原子力施設の許認可」の改定等、法改正をしなくても実施可能な取組みを中心に見直しを進めている。

米国では、大統領令 14300「原子力規制委員会の改革の指令」及び「クリーンエネルギーのための多用途先進原子力の導入促進法（ADVANCE 法）」を踏まえて、原子力規制委員会（NRC: Nuclear Regulatory Commission）が規則の見直し・改定等を進めている。NRC は、2026 年 11 月までに計 21 の規則を改定することを目指しており、これまでに 2 件の改定を完了、11 件の改定案を提示した。改定案の中には、原子炉の許認可の見直しや、線量管理における「合理的に達成可能な限り低く（ALARA）」の原則の撤廃（線量限度自体は維持）などが含まれている。

カナダでは、政府横断的に行っている“Red Tape Review”（過度に複雑な規制の見直し）の一環で、カナダ原子力安全委員会（CNSC: Canadian Nuclear Safety Commission）が規制の近代化に取り組んでいる。CNSC が特定した 9 項目のうち、これまでに 5 項目が完了し、残る 4 項目も実施の途上にある。

3 か国に共通して、規制の効率化の目的は「便益の追求」であり、各国それぞれ、エネルギー安全保障や経済安全保障、経済成長などを明示している。規制の効率化の意味合いは様々であり、3 か国に共通して見られたのは「複雑な規制の簡素化」と「規制のアプローチの見直し」である。各論では「審査期間の短縮」や「次世代原子炉等への対応」が共通していた。3 か国における規制の効率化の取り組みはまだ途上だが、規制のアプローチの見直しの内容によっては、リスク管理の在り方そのものに影響しうる。

ただし、原子力規制の効率化に向けたプロセス（特に効率化を進める上での課題の示し方）は国ごとに異なる。英国では、首相が設置した検討チームが、規制機関を含

めて幅広く意見照会をした上で、課題を特定している。一方、米国では、連邦政府や連邦議会が、大統領令や法律によって、解決すべき課題と方向性を提示している。またカナダでは、政府から規制機関に対してレビューを指示しているものの、課題の特定自体は規制機関自身が行っている。

※本ディスカッションペーパーは、「原子力関連規制の効率化に関する諸外国の動向―英国・米国・カナダにおける取り組みの状況（2025 年 12 月時点）―」（電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパーSERC25006）に対して、その後の動向を加筆したものである。

免責事項

本ディスカッションペーパーは広く意見やコメントを得るために公表するもので、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所または社会経済研究所の見解を示すものではない。



原子力関連規制の効率化に関する諸外国の動向

—英国・米国・カナダにおける取り組みの状況（2026年7月時点）—

電力中央研究所 社会経済研究所

稲村智昌 堀尾健太

社会経済研究所ディスカッションペーパーSERC26003

2026年8月

 電力中央研究所

背景

2025年、英国・米国・カナダにおいて、原子力関連規制の効率化を目指す動きが相次いで始まった

- いずれも政府が主導しており、規制機関から自発的に出てきた動きではない
- 規制の「強化」ではなく「効率化」を目指したものであり、規制の簡素化や審査期間の短縮などが論点になっている（ただし、いずれも検討・実施の途上）

英国	2月6日、スターマー首相は、原子力規制タスクフォース（NRT: Nuclear Regulatory Taskforce）を設置 原子力規制局（ONR: Office for Nuclear Regulation）等の原子力関連規制機関に対して、既存の規制枠組の適切性の検討を含めた見直しを指示
米国	5月23日、トランプ大統領は、大統領令14300「原子力規制委員会の改革の指令（Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission）」に署名 原子力規制委員会（NRC: Nuclear Regulatory Commission）に対して、現行の規制のレビューを行い、全面的な改定（審査期間の上限の設定等）を提案するよう要請
カナダ	7月9日、連邦政府は、Red Tape Review（過度に複雑な規制の見直し）を開始 規制行政に携わる政府機関に対して、自らの所掌事項についてレビューを指示* カナダ原子力安全委員会（CNSC: Canadian Nuclear Safety Commission）も対象

* カナダのRed Tape Reviewは原子力規制に特化した取り組みではない。本ディスカッションペーパーでは主にCNSCによるレビューを取り上げる。

目的と構成

本ディスカッションペーパーでは、英国・米国・カナダにおける、原子力関連規制の効率化に向けた取り組みの状況を明らかにし、3か国の取り組みに共通する傾向やポイントについて考察する

調査・分析にあたっては、各国の取り組みの内容に加えて、一連のプロセス（主な経緯、規制機関の対応ぶり等）にも着目する。また、安全規制やリスク管理の在り方に影響を与えるかどうかにも留意する

構成 ※ 【】内は当該パートの主著者

1. 英国 : 原子力規制タスクフォース（NRT）による提言 【稲村】
2. 米国 : 大統領令14300「原子力規制委員会の改革の指令」 【堀尾】
3. カナダ : Red Tape Review（過度に複雑な規制の見直し） 【堀尾】
4. 考察とまとめ 【稲村・堀尾】

本ディスカッションペーパーの位置づけ

2026年1月以降、特に英国と米国において、原子力関連規制の見直しの具体的な内容等が明らかになってきたことを踏まえて、2025年12月に公表した以下のディスカッションペーパーを更新するもの

稲村 智昌、堀尾 健太、原子力関連規制の効率化に関する諸外国の動向—英国・米国・カナダにおける取り組みの状況（2025年12月時点）—、電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパー-SERC25006、2025年12月

<https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/research/publications/view?indexId=1692>

主な更新内容

- 2025年12月以前の動向に関する記述の簡素化
- 2026年1月以降の動向の追加（特に規則改正等に関する進展）
- 考察・まとめの更新

1. 英国

①原子力規制タスクフォース（NRT）による提言

原子力規制タスクフォース

2025年2月6日、スターマー首相は、原子力規制タスクフォース（NRT）を設置
主眼は規制プロセスに起因する原子力プロジェクトの遅延とコスト増への対応

NRTによる検討の目的

- 英国のエネルギー安全保障、国家安全保障、経済成長を支援すること
- 安全上の妥協をすることなく、より迅速かつ「金額に見合う価値」（value for money）の提供を実現すること

NRTによる検討のプロセス（日付はいずれも2025年）

4月10日	リーダー（John Fingleton）の任命	安全規制機関である ONRは2度の意見照会 に公式に回答
4月23日 - 5月15日	意見照会（Call for Evidence）	
8月11日	中間報告書*1の公表	
9月8日まで	追加的な意見照会 ※「意見照会→中間報告書取りまとめ」の過程で整理された論点に対するもの	
11月24日	最終提言*2の公表	

*1 Nuclear Regulatory Taskforce 2025: Interim Report

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6899da57e7be62b4f064320e/nuclear-regulatory-taskforce-interim-report-2025.pdf>

*2 Nuclear Regulatory Review 2025: Enabling nuclear delivery through regulatory reform

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/692080f75c394e481336ab89/nuclear-regulatory-review-2025.pdf>

NRTによる最終提言

2025年11月24日、NRTは、最終提言“Nuclear Regulatory Review 2025: Enabling nuclear delivery through regulatory reform”を公表

第1部 Introduction	Summary
	第1章 Overview and Objectives of the Taskforce
第2部 The Current Nuclear Landscape in the UK	第2章 Nuclear in the UK
	第3章 Regulation of Nuclear Activities in the UK
	第4章 Summary of the Problem
第3部 The Solutions	第5章 Simplification of Nuclear Regulation
	第6章 Risk Management & Proportionality
	第7章 Environmental Assessments & Permitting
	第8章 The Planning System
	第9章 Culture, Capacity, Capability, & Innovation
	第10章 International Harmonisation
	第11章 Additional Recommendations and Issues
第4部 The Way Forward	第12章 What Success Looks Like
	第13章 Recommendations

第3部では、6つの論点（及びその他の課題）を検討し、計47の提言を取りまとめ

Nuclear Regulatory Review 2025: Enabling nuclear delivery through regulatory reform

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/692080f75c394e481336ab89/nuclear-regulatory-review-2025.pdf>

NRTによる最終提言のポイント

論点	要点
原子力規制の簡素化	- 英国の原子力規制では、原子力安全の規制機関であるONRからだけではなく、計画制度（20頁参照）の規制機関（Planning Inspectorate）や環境評価の規制機関（England環境庁（EA: Environment Agency）他）等による複数の承認を必要とする。そうした複雑な規制環境は、労力や責任の重複、規制機関間の不整合及び規制機関内の一貫性のなさをもたらしている - その結果、過剰な文書作成やプロジェクト遅延を招く一方で、必ずしも安全性向上につながっているわけではない
リスク管理と比例性	ALARP（As Low As Reasonably Practicableの略、リスクは合理的に実行可能な限り、できるだけ低くしなければならないという考え方）の適用が過度に厳格になっている。場合によっては、便益が極小であったり、コストが不釣り合いであったりするような場合でも、リスク水準や放射線被ばく量をさらに低くするように要求されることがある - これは、リスク低減措置が合理的に実行可能かを考慮する際の比例性の評価やリスク許容度に関する明確な指針の欠如に起因している
環境評価と許可	- 生息地規制評価制度（20頁参照）の厳格性が、ときには実際のリスク水準を超えるような、緩和と補償の過重な要件を生じさせている。多くの事例で、この評価プロセスは数年かかり、事業遂行の追加的なボトルネックとなっている - 環境影響評価制度の中で比例性を生み出すような再調整がなされなければならない
計画制度	- 国家重要インフラプロジェクト制度（20頁参照）は非効率的である。原子力プロジェクトは、主に申請前段階と決定段階の長期化により、最大4-5年の承認期間を要する - 計画、環境、原子力分野にまたがる断片化された規制は、規制機関間の一貫性のない解釈の事例に見られるように、広範な重複をもたらしている
文化・能力・力量・革新	- 安全、時間及びコストのバランスを取った適切な決定のための実務経験を築くには、より顕著な注力が必要である - リーダーシップ、コミュニケーション、意思決定、チームワーク、状況認識等の強化は、安全性を向上させ、事業者と規制機関との連携を改善し、革新を可能とする
国際的な調和	- 各国の原子力規制は依然として多様であり、標準化と設計認証の相互承認に向けた課題を生じさせている。Hinkley Point Cの事例は、独自の国内要件を満足するために設計を適合させることの複雑性とコストを示している - 輸出管理は、責任ある国際協調とサプライチェーンへの参加を可能とする中核であるが、時間がかかる複雑なライセンス手続きは、特に新規参入者にとって、革新と競争力を妨げうる
その他の提言と課題	- 海上展開のような応用を含む、より劇的な原子力の成長を可能とするために、1965年原子力施設法の見直しを検討すべきである - 原子力プロジェクトのモジュール化は、コストを削減し、建設期間を短縮し、廃止措置を簡素化しうる

(参考) NRT最終提言の主要事実まとめ

2026年5月13日に公表された国王演説^{*1}背景説明ノート^{*2}では、NRT最終提言の主要事実が以下のように整理された。

- 英国では、単一の原子力プロジェクトが、民間分野では最大6つの規制機関から、防衛分野では最大8つの規制機関からの監視の対象となりうる。各規制機関は別個の法定義務及び指針の下に活動しており、対立を解決したり、動きを加速したりする責任を担う、指定された単一の主導規制機関は存在しない。
- 同定された高コストと遅延の根本的な要因は、リスクに対する過度に慎重なアプローチ、成果よりも過程を優先する考え方、規制機関及び事業者が社会的なコストと遅延を最小化するインセンティブが弱いこと、の3つである。
- ALARPやBAT（20頁参照）のような比例性の基準を適用する際に、規制上の決定が、プロジェクトの遅延をもたらす高コスト（資金調達コスト、労働力保有期間の延長、サプライチェーンの混乱を含む）を十分に考慮していないことが判明した。
- 能力面でのリスクも同定され、新規の民生用原子力の建設、防衛力の更新、廃止措置及び廃棄物計画を英国が並行して達成しようとしているのと同じ時期に、原子力専門人材が退職することによる規制能力の潜在的な「断崖端」（cliff edge）的喪失について警告が発せられた。

*1 国王演説は、英国議会の開会式において、政府の方針（原稿は政府が作成）を国王が読み上げる儀式を指す。

*2 Prime Minister's Office, King's Speech 2026: background briefing notes, 13 May 2026

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6a18713db95db968c8f3bbfd/The_King_s_Speech_2026_-_background_briefing_notes.pdf

②政府の対応

政府の対応①

原子力分野の戦略的指針（Prime Minister's strategic steer to the nuclear sector）^{*1}の公表

- 2025年11月26日（NRT最終提言公表の2日後）、首相府が公表
- NRT中間報告（2025年8月11日公表）^{*2}で政府が策定すべきとされていた、国レベルでの原子力安全に関する政策・戦略を示すための指針
- NRTの検討によって抜本的な改革（radical change）が必要であることが明らかになったとした上で、**NRT最終提言について、2年以内に実施することを約束**

原子力国家の構築：NRT最終提言に対する政府の回答

（Building our nuclear nation: Government Response to the Nuclear Regulatory Review 2025）^{*3}の公表

- 2026年3月13日、エネルギー安全保障・ネットゼロ省が公表
- NRT最終提言を踏まえた、規制改革のための包括的な計画として策定
 - **47の提言それぞれに対応した実施計画**を提示【Annex A】
 - 提言ごとに計画完了時期に差異はあるものの、**2027年末までに全ての改革を完了させる意向を表明（法改正を伴う改革については2028年に至るものもある。NRT最終提言に示された考え方は基本的に採用しているが、改革内容の詳細や実施期限等は全く同じではない）**

^{*1} Prime Minister's Office, Prime Minister's strategic steer to the nuclear sector following the 2025 Nuclear Regulatory Taskforce's Review, 26 November 2025 <https://www.gov.uk/government/publications/prime-ministers-strategic-steer-to-the-nuclear-sector/prime-ministers-strategic-steer-to-the-nuclear-sector-following-the-2025-nuclear-regulatory-taskforces-review>

^{*2} Nuclear Regulatory Taskforce 2025: Interim Report <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6899da57e7be62b4f064320e/nuclear-regulatory-taskforce-interim-report-2025.pdf>

^{*3} Department for Energy Security and Net Zero, Building our nuclear nation: Government Response to the Nuclear Regulatory Review 2025, 13 March 2026 <https://www.gov.uk/government/publications/building-our-nuclear-nation-government-response-to-the-nuclear-regulatory-review-2025>

(参考) 「原子力国家の構築」の概要

文書の位置づけ

NRT最終提言の全ての提言の原則を受け入れて実施中の規制改革をさらに進めるために、以下の2つの目標を通じて示す包括的かつ野心的なプログラム

目標1：英国の原子力分野の再活性化

目標2：効果的な計画制度及び環境評価の確保

主なポイント（抜粋）

- ①原子力発電の社会的便益を考慮できる権限を法律によってONRに付与、②ONRと防衛原子力安全機関（DNSR: Defence Nuclear Safety Regulator）を統合、③各規制機関間で合意できない規制上の問題を解決する権限を持つ、単一的意思決定機関である原子力委員会を設置、という3つのプロセスによって、複雑な規制構造を合理化
- ①独立専門家パネルを招集し、原子力分野におけるリスク許容度枠組の適用の検証と、同分野における適用条件の定義、②政府、規制機関、産業界が協働して比例性行動計画を策定し、より簡潔かつ実用的なセーフティケース（20頁参照）にしていくな等の取り組みを通じて、原子力分野における比例性を見直し
- 規制機関及び事業者に対して、自組織のリスク管理への取り組み方を評価し、規制実施における過剰対応に対処するとともに、リスク管理者に対する権限の付与が十分かを見直すこと等を求めることで、組織文化を再設定
- 政府、規制機関、産業界に対して改革の実施に関する説明責任を求める原子力規制実施パネル（NRIP: Nuclear Regulatory Implementation Panel）を設置
- 司法審査において、正当な異議申し立てを優先し、悪用を抑制するための立法措置や民事訴訟規則の改正等を実施
- 電離放射線の利用に関する規制上の正当化について、軽水炉の利用は正当化されるという決定が早期になされるように大英原子力（GBE-N: Great British Energy - Nuclear、20頁参照）と協働し、他の種類の原子炉についても、手続きの簡素化を実施

政府の対応②

原子力規制法案（Nuclear Regulation Bill）構想の公表

- 2026年5月13日、国王演説^{*1}において作成中である旨を公表
- 国王演説背景ノート^{*2}によれば、同法案はNRT最終提言を受けて原子力関連規制を改正するために政府が作成しているものであり、主な狙いは以下の3点
 1. 既存の規制を抜本的に見直し、規制機関に対してより明瞭性と方向性を示し、規制の制度的枠組を合理化し、規制の能力と体制を強化する
 2. 比例的で、成果に焦点を当てた規制・法的枠組を構築し、世界水準の安全・環境基準を維持しつつ、不必要な過程ではなく真のリスク管理に労力を集中させられるようにする
 3. 規制上の意思決定の連携と速度を改善し、安全・環境の防護と適時の実施を支援するために、重複や遅延を削減する
- エネルギー安全保障・ネットゼロ省によって同法案の検討チームが設置されていることが、議会での文書質問に対する回答^{*3}で明記
- 同法案は、2026-2027会期中に提出予定とされている^{*4}が、2026年7月時点で、法案の詳細は不明

^{*1} Prime Minister's Office, The King's Speech 2026, 13 May 2026 <https://www.gov.uk/government/speeches/the-kings-speech-2026>

^{*2} Prime Minister's Office, King's Speech 2026: background briefing notes, 13 May 2026
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6a18713db95db968c8f3bbfd/The_King_s_Speech_2026_-_background_briefing_notes.pdf

^{*3} M. Shanks, Answer on Nuclear Power: Regulation, 11 June 2026 <https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2026-06-05/7186>

^{*4} M. Shanks, Review of National Policy Statements for Nuclear Energy Infrastructure, 16 July 2026
<https://commonsbusiness.parliament.uk/Document/106936/Pdf?subType=Standard>

③ONRの対応

ONRの対応①

規制機関の整理・統合に向けた動き

- 2026年3月31日、ONRは、**規制機関の整理・統合**に向けて、ONRが主体となって、関連する規制機関を集めた会合を開催したことを公表^{*1}

※ 「複雑な規制の簡素化」の一環として、以下の3つのプロセスで規制機関が整理・統合される予定^{*2}

- ① 原子力発電の社会的便益を考慮できる権限を法律によってONRに付与
- ② ONRとDNSRを統合
- ③ 各規制機関間で合意できない規制上の問題を解決する権限を持つ、単一の意思決定機関である原子力委員会を設置

※ ONRは、原子力委員会が設置されるまでの間、暫定的な主導規制機関（lead regulator）として、事業者からの単一の窓口として機能することになっている

ALARPとBATの適用に関する新たな規制政策チーム

- 2026年2月11日、政府が示した「原子力産業における**ALARPとBATの適用**に関する原則」に基づく取り組みを支援するために、**新たな規制政策チーム**を設置^{*3}

^{*1} ONR, Positive progress made on nuclear Taskforce recommendations to reduce regulatory complexity, 31 March 2026

<https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/03/positive-progress-made-on-nuclear-taskforce-recommendations-to-reduce-regulatory-complexity>

^{*2} Department for Energy Security and Net Zero, Building our nuclear nation: Government Response to the Nuclear Regulatory Review 2025,

11 March 2026 <https://www.gov.uk/government/publications/building-our-nuclear-nation-government-response-to-the-nuclear-regulatory-review-2025>

^{*3} ONR, Government, regulators and industry unite on new efficient regulatory principles, 11 February 2026

<https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/02/government-regulators-and-industry-unite-on-new-efficient-regulatory-principles>

ONRの対応②

「原子力施設の許認可」の改定

- 2026年4月24日、許認可要件等を定めた文書である「原子力施設の許認可」の改定第7版^{*1}を公表
 - NRT最終提言及び政府の最新の政策（原子力発電所の立地に関する政策枠組である国家政策声明EN-7^{*2}等）を反映して改定
 - 本文書のアプローチは、人々や社会を防護するのみならず、効率的かつ効果的な規制プロセスを通じて事業者が要件を満たせるように支援するものであることを明記
 - 申請前の早期関与（early engagement、事業者が最初から適切な申請書類を作成できるように支援する事前協議の枠組）の制度化や、外国規制機関による技術評価結果の活用等により、NRT最終提言で指摘されていた許認可プロセスにおける遅延・重複等の低減を意図
 - 本文書への改定により、許認可プロセスが引き続き利用しやすく、支援的であり、目的に完全に適したものとなることを意図^{*3}
 - NRT最終提言を反映した原子力施設法等の改正が途上であることから、法改正の進展を踏まえて、本文書も将来的に適宜改定される旨を明記

^{*1} ONR, Licensing nuclear installations, 24 April 2026 <https://www.onr.org.uk/media/30nh5c0f/licensing-nuclear-installations-2026.pdf>

^{*2} DESNZ, National Policy Statement for Nuclear Energy Generation EN-7, 12 November 2025
<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69125d53ece74c08fbaa646e/national-policy-statement-nuclear-energy-generation-en-7.pdf>

^{*3} ONR, Comprehensive changes made to nuclear licensing regime guidance, 24 April 2026 <https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/04/comprehensive-changes-made-to-nuclear-licensing-regime-guidance>

ONRの対応③

新規原子力発電所に関する設計評価の改善^{*1}

- 2026年5月22日、England環境庁（EA: Environment Agency）とWales天然資源局（NRW: Natural Resources Wales）との連名で公表^{*2}
 - 柔軟性を持たせ、**規制上の設計評価期間を短縮すること（2年以内の完了が目標）を目的**として、3機関（ONR、EA、NRW）が実施中の規制評価プロセスの改善の状況を説明
 - 早期関与と包括的設計評価（GDA: Generic Design Assessment、20頁参照）に関する既存のガイダンスを置き換えるための単一の統合規制枠組とガイダンスを2027年春までに策定する予定
 - 上記の新しい枠組は、重複を排除し、建設開始までの原子炉設計に関する規制プロセスを合理化・簡素化するためのもの

国際的な規制機関の評価の活用^{*3}

- 2026年5月22日、EAとNRWとの連名で公表
 - 他国の規制機関による評価を活用し、規制上の意思決定を加速するとともに、不必要な重複を削減する際に、いかにして英国自身の安全基準と規制の独立性を維持するかを明確にすることが目的
 - **自身の規制上の判断根拠として、他国の規制機関による評価を組み入れる際の原則を規定**

^{*1} ONR, EA, NRW, Improving design assessment for new nuclear power stations, 22 May 2026 <https://www.onr.org.uk/generic-design-assessment/improving-design-assessment-for-new-nuclear-power-stations>

^{*2} ONR, Nuclear regulators publish new frameworks to streamline reactor design assessment, 22 May 2026 <https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/05/nuclear-regulators-publish-new-frameworks-to-streamline-reactor-design-assessment>

^{*3} ONR, EA, NRW, Leveraging international regulators' assessments, 22 May 2026 <https://www.onr.org.uk/media/rxadaujk/leveraging-international-regulators-assessments.docx>

ONRの対応④

Hinkley Point C 2号機の原子炉圧力容器設置の承認プロセスを合理化

- 2026年6月11日、Hinkley Point C2号機の原子炉圧力容器設置の承認プロセスを合理化したことを公表^{*1}
 - 1号機の承認プロセスは、30年以上ぶりであったことも関係して、比較的長い期間を要したが、2号機の承認プロセスは、1号機の経験を通じて得られた事業者に対する信頼に基づいて、より柔軟な許認可アプローチを適用。結果として、1号機よりも短期間で承認プロセスを完了

セーフティケースの簡素化

- 2026年3月31日、ONRと事業者との間で会合を行い、セーフティケースを簡素化する（実用的かつ使いやすい文書にする）ことを約束した旨を公表^{*2}
- 2026年6月25日、セーフティケースに関する技術評価ガイド（TAG-001）を公表^{*3}
 - 不必要な複雑さや重複等を排除し、より比例的でリスク情報を踏まえた規制の実施に検査官が焦点を当てられるようにするためのもの（技術評価ガイド（TAG: Technical Assessment Guide）は、規制上の期待事項を示し、検査官へのガイダンスを提供する文書類）
 - 規制プロセスを満たすことを主目的として作成する文書ではなく、安全運転を下支えするために事業者が積極的に活用する実用的な文書という本来の目的に立ち戻るための改定という位置づけ
 - 定期安全レビュー（PSR: Periodic Safety Review）のTAGとセーフティケースのTAGを統合

^{*1} ONR, Regulator streamline approvals process for Hinkley Point C Unit 2 reactor installation, 11 June 2026 <https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/06/regulator-streamline-approvals-process-for-hinkley-point-c-unit-2-reactor-installation>

^{*2} ONR, Positive progress made on nuclear Taskforce recommendations to reduce regulatory complexity, 31 March 2026 <https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/03/positive-progress-made-on-nuclear-taskforce-recommendations-to-reduce-regulatory-complexity>

^{*3} ONR, Nuclear safety cases reset to remove complexity and duplication, 25 June 2026 <https://www.onr.org.uk/news/all-news/2026/06/nuclear-safety-cases-reset-to-remove-complexity-and-duplication>

用語の解説

計画（Planning）制度

英国では、原子力に限らず、開発プロジェクトは、開発のための事前審査を経る必要がある。5万kW未満の原子力発電所は1990年都市・地方計画法に基づき地方自治体から許可を、5万kW以上の原子力発電所は2008年計画法に基づきエネルギー担当大臣から開発同意を得ることができなければ、開発事業を開始することはできない。

生息地規制評価制度

生息地規制評価制度は、特別野生生物保護サイト（special wildlife site）のような防護された自然地域に対して、新規プロジェクトの開発が悪影響を及ぼす可能性を審査する制度を指す。

国家重要インフラプロジェクト

国家重要インフラプロジェクトは、イングランド及びウェールズにおける大規模インフラ開発のために、1990年都市・地方計画法よりも簡素化した計画プロセスとなるように2008年計画法によって定められた概念である。5万kW以上の原子力発電所は国家重要インフラプロジェクトに分類され、2008年計画法に基づいてエネルギー担当大臣から開発同意（DCO: Development Consent Order）を得る。

BAT

BATはBest Available Techniquesの略で、（主に環境保護の文脈において）目的を達成するために利用可能な技術の中で最良なものを指す。ほぼ同義語であるBest Available Technologyの略として用いられることもある。

セーフティケース

原子力に関して言えば、原子力施設及び関連する活動の安全を裏付ける論拠を集めた文書類のことを指す。

大英原子力（GBE-N）

英国政府の構想を具体的なプロジェクトとして実行するための国有事業会社であり、新規立地候補地の保有・管理や、メーカー選定等を実施している。

包括的設計評価（GDA）

GDAは、特定のサイトに対する新規原子力発電所の建設のための詳細な申請をする前に実施される過程である。その目的は、設計や技術上の潜在的な懸念事項を早期に発見してメーカーにその解決を求めることによって、特定のサイトにおける審査が進んだ段階において、原子炉の設計上の不備等によって審査が停滞するリスクを低減することである。

2. 米国

①大統領令14300「原子力規制委員会の改革の指令」

大統領令14300

2025年5月23日、トランプ大統領は、大統領令14300「原子力規制委員会の改革の指令（Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission）」に署名

- ・ トランプ政権は、米国における原子力の停滞は、許認可の「失敗」が原因だと認識
- ・ 大統領令14300の目的は、NRCの構造・人員・規制などを改革することで、国際的な原子力市場における優位性を生み出し、報酬の良い雇用を創出すること
- ・ 改革の具体的な内容は大統領令のセクション3-5に記載

大統領令の構成

- | | |
|------------------|---|
| 1. 目的 | Purpose |
| 2. 政策 | Policy |
| 3. NRCの文化の改革 | Reforming the NRC's Culture |
| 4. NRCの体制の改革 | Reforming the NRC's Structure |
| 5. NRCの規則の改革・近代化 | Reforming and Modernizing the NRC's Regulations |
| 6. 一般規定 | General Provision |

Ordering the Reform of the Nuclear Regulatory Commission, Executive Order 14300, 23 May 2025

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/05/29/2025-09798/ordering-the-reform-of-the-nuclear-regulatory-commission>

主なポイント

ミッションの更新 文化の改革

- 「原子炉の安全を確保しつつ、**原子力発電の促進**を図る」ことをミッションに含めるべき
- 許認可等の際、安全・健康・環境への配慮に加えて、原子力発電が「**経済安全保障および国家安全保障にもたらす便益**」を考慮

NRCの組織再編 組織の改革

- 許認可の**迅速な処理**と**革新的技術の導入を促進**するように組織を再編
- 再編に伴って人員を削減。ただし、大統領令14300と整合する機能については増員も可（新設炉の許認可を含む）
- 大統領令14300に基づく新たな規制の草案の作成（下記）のため、少なくとも20名の職員からなる専任チームを編成

規則等の見直し・全面的な改定 規則の改革・近代化

- 9か月以内に、改定を実施するための規則案の告示を発出
- 18か月以内に、最終的な規則等を公布し、改定プロセスを完了

規則の改定の際に考慮すべき項目

- a. 審査期間の上限（fixed deadline）を設定
 - 新設：18か月以内、既設：1年以内
 - 徴収できる審査料の上限（fixed caps）を設定することで担保
- b. 科学的根拠に基づく放射線限度の採用
 - 放射線被ばくに関するLNTモデル（しきい値なし直線仮説）、及びLNTを前提とする「合理的に達成可能な限り低くする（ALARA）」基準への依拠を見直し
 - 決定論的な（determinate）放射線限度の採用
- c. 国家環境政策法（National Environmental Policy Act）の遵守に関する規則を改定
- d. 国防総省またはエネルギー省が、安全性を試験・実証した原子炉の設計について、審査を迅速化する経路（expedited pathway）を創設*
- e. マイクロ炉やモジュール炉に関する大量の許認可の処理プロセスの確立
- f. 原子炉の建設が進行中である場合に、NRCが炉設計の変更を要求できる状況について、厳格な閾値（stringent thresholds）を設定
- g. 原子炉監督プロセス及び原子炉のセキュリティに関する規則・要件を改正
- h. 原子炉の安全性評価に関わる閾値を改定
- i. 更新された運転許可（renewed license）の有効期限を再検討
- j. 公聴会プロセスの簡素化

*上記dについては次頁（大統領令14299と14300の関係）も参照

(参考) 大統領令14299と14300の関係

大統領令14299：国家安全保障のための先進原子力技術の導入 (Deploying Advanced Nuclear Reactor Technologies for National Security)

- 2025年5月23日（大統領令14300と同日）に署名
- 国防総省とエネルギー省に対して、両省が管轄する基地や国立研究所等の敷地を活用して、先進原子炉の導入を進めることを指示
- 大統領令14300では「国防総省またはエネルギー省が安全性を試験・実証した原子炉の設計について、審査を迅速化する経路（expedited pathway）を創設」することを指示
- 2つの大統領令を合わせると、**国防総省・エネルギー省の下で実証・導入された先進原子炉を商業用に展開する際は、NRCの審査が短縮される可能性がある**

大統領令14299のポイント

軍事施設における先進原子炉技術の導入・利用

- 国内の基地等において、2028年9月30日までに、1基の原子炉（a nuclear reactor）の運転を開始

エネルギー省の施設における先進原子炉技術の導入・利用

- エネルギー省が管轄するサイト（国立研究所等）において、本大統領令から30か月以内（注：2027年11月まで）に、1基の先進原子炉を運転

Deploying Advanced Nuclear Reactor Technologies for National Security, Executive Order 14299, 23 May 2025

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/05/29/2025-09796/deploying-advanced-nuclear-reactor-technologies-for-national-security>

なお、トランプ大統領は、2025年5月23日に原子力に関する大統領令を計4本（14299-14302）署名している。これらの概要は下記参照

堀尾健太、米政府、次世代炉の導入支援 基地や国立研究所など活用 原子力安全規制の見直しも視野、旬刊 EP REPORT EWN 第2146号、2025年6月

<https://criepi.denken.or.jp/press/journal/epreport/250621.html>

ADVANCE法

クリーンエネルギーのための多用途先進原子力の導入促進法（2024年制定） The Accelerating Deployment of Versatile, Advanced Nuclear for Clean Energy Act of 2024

構成

大統領令以前（2024年）に制定
超党派の立法であることが特徴

1. 原子力分野での米国のリーダーシップ	American Nuclear Leadership
2. 新たな原子力技術の開発・導入	Developing and Deploying New Reactor Technologies
3. 既存の原子力発電の維持	Preserving Existing Nuclear Energy Generation
4. 核燃料サイクル、供給網、インフラ、人材	Nuclear Fuel Cycle, Supply Chain, Infrastructure, and Workforce
5. 原子力規制委員会の効率向上	Improving Commission Efficiency
6. その他	Miscellaneous

セクション5「原子力規制委員会の効率向上」はミッションや許認可の効率に関する規定を含む

501条	ミッションの更新	Mission Alignment
502条	NRCの人材の強化	Strengthening the NRC workforce
503条	NRCによる企業支援の資金	Commission corporate support funding
504条	パフォーマンスの評価基準とマイルストーン	Performance metrics and milestones
505条	許認可の効率	Nuclear licensing efficiency
506条	環境評価の近代化	Modernization of nuclear reactor environmental reviews
507条	監視・検査プログラムの改善	Improving oversight and inspection programs

ADVANCE Act of 2024 <https://www.congress.gov/118/plaws/publ67/PLAW-118publ67.pdf>

②NRCの対応

NRCの主な対応①

ミッションの更新

- 2025年11月18日、NRCは、ミッションの更新に関する報告書^{*1}を公表
 - 連邦議会に対して、ADVANCE法501条（ミッションの更新）への対応状況を報告
- NRCの対応状況
 - 2025年1月24日 ミッション・ステートメントを更新^{*2}
 - 2025年5月2日 ミッション・ステートメントの実施に関するガイダンス^{*3}を策定
- 大統領令14300の「文化の改革」の内容は、ミッション・ステートメントの実施に関するガイダンスの中で十分に考慮されていると説明

NRCのミッション・ステートメント（2025年1月24日更新）

The NRC protects public health and safety and **advances the nation's common defense and security** by enabling the safe and secure use and deployment of civilian nuclear energy technologies and radioactive materials through **efficient and reliable licensing, oversight, and regulation** for the benefit of society and the environment.

^{*1} NRC, Mission Alignment: Updated Mission Statement and Guidance to Ensure Effective Performance of the Mission, 18 November 2025
<https://www.nrc.gov/docs/ML2513/ML25136A359.html>

^{*2} NRC, SRM-SECY-24-0083, Mission Statement Update Options Pursuant to Subsection 501(a) of the ADVANCE Act of 2024, 24 January 2025
<https://www.nrc.gov/docs/ML2502/ML25024A040.pdf>

^{*3} NRC, SECY-25-0031, Mission Statement Implementation Guidance, 2 May 2025
<https://www.nrc.gov/docs/ML2510/ML25106A351.html>

NRCの主な対応②

NRCの組織再編

- 2026年2月6日、NRCは、意思決定の合理化や機能の統合、規制の効率化のために、大規模な組織改編を行うことを発表^{*1}
- 2026年6月16日、NRCは「1987年以来の最大の組織再編」として、先進炉室（Office of Advanced Reactors）の創設等を発表^{*2}

規則等の見直し・改定

- 2026年3月12日、NRCは、大統領令14300に基づく規則改定の状況を報告^{*3}
 - 21の規則改定を実施する予定（次頁・次々頁参照）
- 規則改定の実施状況は公式ウェブサイト上で随時更新^{*4}
- 最終的な期限は2026年11月23日（大統領令14300への署名から18か月以内）

^{*1} NRC, NRC Major Reorganization Supports Efficiency, Innovation, 4 February 2026

<https://www.nrc.gov/sites/default/files/cdn/doc-collection-news/2026/26-017.pdf>

^{*2} NRCによる発表（2026年6月16日）<https://x.com/NRCgov/status/2066547593711169985> ※プレスリリースはなくSNS上での発表のみ
再編後のNRCの組織図 <https://www.nrc.gov/about-nrc/organization>

^{*3} NRC, Executive Order 14300 Rulemaking Overview, NRC Public Meeting, 12 March 2026
<https://adamswebsearch2.nrc.gov/webSearch2/main.jsp?AccessionNumber=ML26078A227>

^{*4} NRC, Wholesale Revision of Regulations Under Executive Order 14300
<https://www.nrc.gov/about-nrc/governing-laws/advance-act/wholesale-revision-regs>

改定する規則の一覧①

青字：改定が完了 赤字：改定案を提示（いずれも2026年7月時点）

内容	名称	10 CFR Part ^{*1}
争訟的裁決手続の簡素化	Streamlining Contested Adjudications in Licensing Proceedings	2, 51, 52, 54
審査料の徴収	Revision of Fee Schedules: Fee Recovery for Fiscal Year (FY) 2026	170, 171
マイクロ炉等の許認可	Licensing Requirements for Microreactors and Other Low Consequence Reactors	1, 2, 10, 11, 19, 20, 21, 25, 26, 30, 40, 50, 51, 57, 70, 72, 73, 74, 75, 95, 140, 150
核物質防護	Modernizing Requirements Relating to the Physical Protection of Category 1 and Category 2 Quantities of Radioactive Material	37
副生成物の利用	Modernizing NRC Regulations for Byproduct Material Use	30, 31, 32, 34, 39, 70, 150
核物質等の許認可	Modernizing Materials Licensing	30, 37, 40, 51, 70, 72, 140
国家環境政策法の要件	National Environmental Policy Act Requirements	2, 30, 40, 50, 51, 52, 53, 54, 61, 70, 72, 76, 110
エネルギー省／戦争省 ^{*2} が認可した原子炉設計のレビュー	NRC Reviews of Reactor Designs Previously Authorized by the Department of Energy or the Department of War	50, 53
原子炉の許認可・安全監視・立地	Modernizing Reactor Licensing, Safety Oversight, and Siting Practices	2, 50, 51, 52, 53, 54, 71, 100

^{*1} 10 CFRは米国連邦規則集（Code of Federal Regulations）の第10編「エネルギー」を指す。NRC関係規則は10 CFRの第1章（Part 1–199）に収録

^{*2} 戦争省（Department of War）は、トランプ政権が使用している呼称で、国防総省（Department of Defense）を指す

改定する規則の一覧②

青字：改定が完了 赤字：改定案を提示 黒字：改定案を検討中（いずれも2026年7月時点）

内容	名称	10 CFR Part*
医療利用の許認可	Reducing Barriers to Medical Use Licensing	35
放射線防護の枠組み	Reforming and Modernizing the NRC's Radiation Protection Framework	19, 20, 34, 35, 40, 50, 53, 61, 71, 72
原位置回収（ISR）に係るモニタリングおよび廃止措置の適時性	In-situ Recovery (ISR) Monitoring and Decommissioning Timeliness	30, 40, 50, 52, 53, 70, 72
輸送容器の認証	Modernizing Package Certification Requirements	71
セキュリティの要件	Modernizing Security Requirements	26, 50, 52, 72, 73, 95
原子炉の許認可、廃止措置、運転監視	Regulatory Enhancements for Reactor Licensing, Decommissioning, and Operational Oversight	20, 21, 50, 52, 53, 55, 70, 72, 75
低レベル放射性廃棄物	Integrated Low-Level Radioactive Waste Disposal	20, 61, 73, 150
外国企業による所有等	Exceptions from Foreign Ownership, Control, or Domination	50, 54
原子炉安全諮問委員会の役割	Rescission of Advisory Committee on Reactor Safeguards Functions	1, 2, 50, 52, 53, 54
連邦諮問委員会法との整合	NRC Modernization: Federal Advisory Committee Act Alignment, Access, and Security	2, 7, 10
核物質等の許認可の適用除外	Exemptions from Materials Licensing	30, 40, 70

* 10 CFRは米国連邦規則集（Code of Federal Regulations）の第10編「エネルギー」を指す。NRC関係規則は10 CFRの第1章（Part 1–199）に収録

改定案の主な内容①

原子炉の許認可・安全監視・立地（2026年7月1日に改定案を提示*）

- NRCは、過去数十年で最も包括的な原子炉許認可の近代化であり、運転経験、新設炉の許認可の教訓、先進原子炉の設計などを踏まえた提案だと説明
- Ho Nieh委員長「硬直的な枠組みと不要な保守性を取り除き、新型炉の安全な導入を加速するとともに、米国全体で既存の発電能力を拡大するもの」

主な内容

迅速かつ効率的な建設	NRCの監督を安全上最も重要なシステムに重点化するとともに、申請が正式に受理された後、一定の初期サイト活動を一般免許の下で認めることにより、新型炉の建設開始を合理化する
柔軟でリスク情報を活用した規制オプション	申請者およびライセンス保有者は、安全解析やモデル更新を含め、従来の要件に代わるものとして、現代的でリスク情報を活用したアプローチを用いる新たな機会を得る
緊急時への備えの近代化	性能に基づく緊急時計画をすべての炉型で利用可能にするとともに、各施設の設計に応じた、より柔軟でリスク情報を活用した緊急時計画区域の設定を認める
品質保証基準の更新	ライセンス保有者は、国際的に整合した新たな品質保証枠組みを選択できるようになり、これにより、イノベーションとより柔軟なサプライチェーンが支援される
許認可や立地に係る柔軟性の拡大	ライセンス更新期間を延長し、より幅広い技術に対応できるよう立地基準を更新するとともに、先進炉について、より個別事情に即した廃止措置資金の確保要件を認める
先進燃料の支援	高濃縮度燃料や事故耐性燃料設計などの革新的燃料の安全な使用を可能にするとともに、信頼できる、リスク上重要なシナリオに重点を置くよう安全要件を近代化する

* NRC, NRC Proposes Most Comprehensive Modernization of Reactor Licensing in Decades, 1 July 2026
<https://www.nrc.gov/sites/default/files/cdn/doc-collection-news/2026/26-071.pdf>

改定案の主な内容②

放射線防護の枠組み（2026年7月1日に改定案を提示*）

- 「合理的に達成可能な限り低く（ALARA）」の原則を、規制上の予防措置および確立された線量限度の遵守に重点を置いた、より明確で客観的な要件に置き換えるもの
 - 線量限度自体は、既知の健康影響と関連する水準を十分に下回るよう設定されている
 - NRCは、ALARAを独立した規制事項として維持することは、測定可能な安全上の便益を伴わない形で（without a measurable safety benefit）、追加的な費用と複雑性をもたらし得ると結論づけ
- Ho Nieh委員長「規制の明確性を高めるもので、安全基準の引き下げではない。線量限度は変更しない。取り除こうとしているのは、不必要な曖昧さ（unnecessary ambiguity）」

主な内容

- リスクや運用上の状況に基づく、線量管理に対するグレーデッド・アプローチを採用
- 作業員および公衆の放射線線量の評価の際、ライセンス保有者が現代的手法を用いることができるよう、柔軟性を高める
- 職業上の放射線被ばくを管理するための選択肢を拡大する
- 放射性物質を用いた治療を受ける患者の介護者が、自発的により高い線量を受けることを認め、適切な防護を維持しつつ患者ケアを改善する

* NRC, NRC Proposes Modernization of Radiation Protection Rules, Reaffirms Current Safety Standards, 1 July 2026
<https://www.nrc.gov/sites/default/files/cdn/doc-collection-news/2026/26-070.pdf>

3. カナダ

Red Tape ReviewとCNSCの対応

2025年7月9日、カナダ連邦政府（カーニー政権）は、政府横断的に“Red Tape Review”（過度に複雑な規制の見直し）を開始

- コストの増加や生産性の低下、経済成長の妨げとなっている、“Red Tape”（時代遅れで過度に複雑な規制）の撤廃が目的
- 規制行政に携わる全ての政府機関が対象（原子力規制だけに特化した取り組みではない）

2025年9月9日、CNSCは、Red Tape Reviewの進捗報告を公表

- これまでも継続して規制の近代化（modernization）に取り組んできたことを強調し、こうした近代化の取り組みにより、規制の削減等が達成できると主張
- 規制の近代化の取り組みとして、3つの柱（9項目）を特定（次頁参照、実施状況は随時更新）
 - 規制と規制の枠組みの近代化 Modernizing regulations and regulatory frameworks
 - 規制の方法と組織の近代化 Modernizing regulatory approaches and authorities
 - 規制の策定プロセスの近代化 Modernizing regulatory development processes

Red Tape Reduction Office, Red tape review: summary and next steps <https://www.canada.ca/en/government/system/laws/developing-improving-federal-regulations/red-tape-reduction-office/red-tape-review/red-tape-review-summary-and-next-steps.html>

CNSC, Red Tape Review <https://www.cnscccsn.gc.ca/eng/acts-and-regulations/red-tape-review/>

規制の近代化の取り組み状況

CNSCは、2025年9月の進捗報告で示した3つの柱（9項目）について、取り組み状況を公表している*（随時更新、下表は2026年7月時点の状況）

規制と規制の枠組み	1. 核物質の包装・輸送に関する規則のレビュー 2. SMR行動計画に基づく、核セキュリティ規則の改正 3. 原子力の安全・管理に関する総則および核不拡散輸出入管理規則の改正	実施中 完了 完了
規制のアプローチと組織	4. CNSCの規制の枠組みの近代化・簡素化 5. 参照による援用（Incorporation by Reference : IBR）の使用に関する内規と対外的な政策の策定 6. 規制の近代化の担当部署の設置、組織横断的な規制近代化戦略の策定	実施中 完了 部局の設置は完了 戦略策定は実施中
規制の策定プロセス	7. 規制文書（REGDOCs）に関する内部のデジタルライブラリーの開発 8. 規制等の策定の際のパブコメ期間を短縮 9. 規制の枠組みの効率化に関して、被規制者等との会合を創設	完了 完了 実施中

* CNSC, Updates on the Red Tape Review - Progress tracker for Red Tape Review initiatives
<https://www.cnsccsn.gc.ca/eng/acts-and-regulations/red-tape-review/updates/>

4. 考察とまとめ

考察①共通する傾向とポイント

規制の効率化の目的

3か国に共通して、規制の効率化の目的は、エネルギー安全保障や経済安全保障、経済成長などの便益の追求

規制の効率化の意味合い

- 規制の効率化の意味合いは国ごとに異なる。複数の国に共通して見られたのは「複雑な規制の簡素化」と「規制のアプローチの見直し」
- 規制のアプローチの見直し（特に英国や米国で議論の俎上に上がっているALARP/ALARAやLNTモデルの見直し）が進展する場合、リスク管理の在り方そのものに影響しうる

規制の効率化の論点

- 規制の効率化の論点も、国ごとの事情（規制体系の違いなど）に応じて異なる
- 3か国に共通するのは「審査期間の短縮」や「次世代原子炉等への対応」

より詳しくは、稲村 智昌、堀尾 健太「原子力関連規制の効率化に関する諸外国の動向—英国・米国・カナダにおける取り組みの状況（2025年12月時点）—」（電力中央研究所社会経済研究所ディスカッションペーパーSERC25006、2025年12月）を参照

<https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/research/publications/view?indexId=1692>

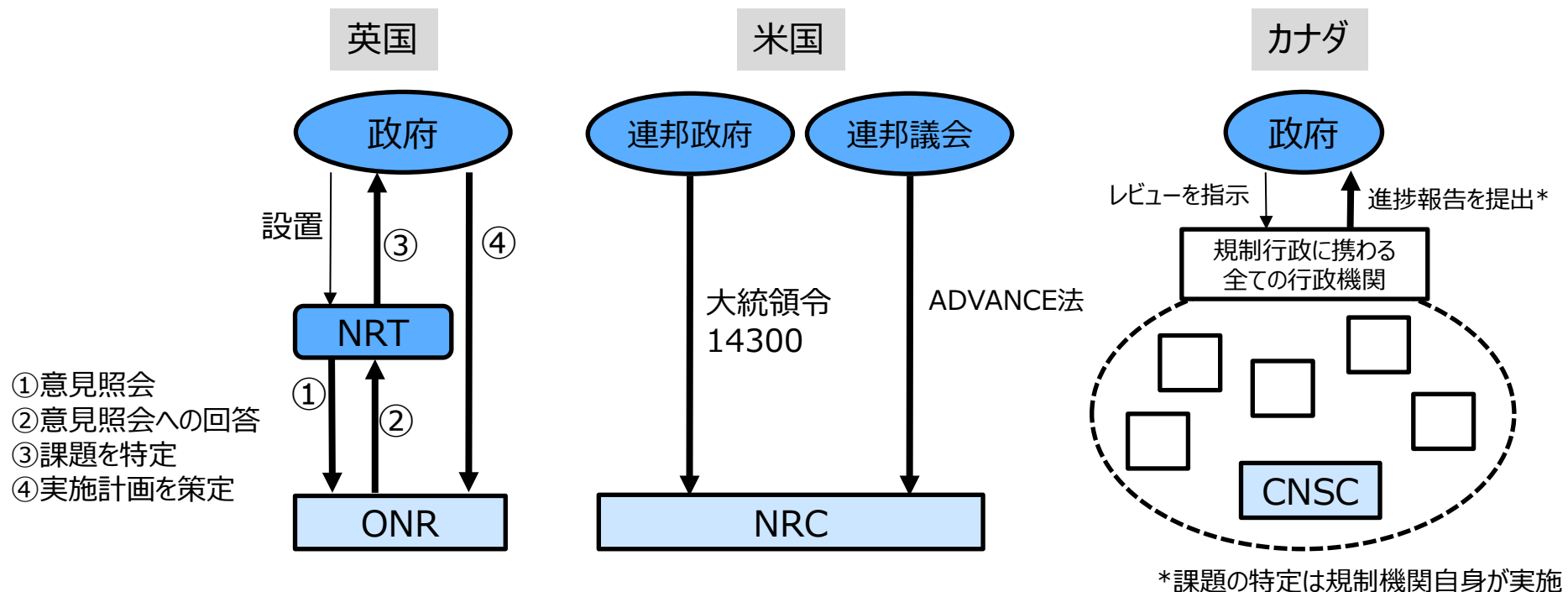
考察②プロセスの相違

プロセス（特に効率化を進める上での課題の示し方）は国ごとに異なる

英国：検討チームを設置し、規制機関を含めて幅広く意見照会して、課題を特定

米国：大統領令や法律によって、解決すべき課題と方向性を提示

カナダ：政府から規制機関に対してレビューを指示（規制機関自身が課題を特定）



まとめ：各国の進捗状況と今後の見通し

英国

- NRT最終提言を受けて、政府は実施計画である「原子力国家の構築」を公表し、2027年末までに全ての改革を完了する意向を表明
 - NRTを設置して規制見直しを進めてきたスターマー首相は2026年7月20日付で辞任したが、新政権においても、上記の「原子力国家の構築」に沿って見直しは進められると考えられる
- ONRは、法改正をしなくても可能な取り組みを中心に、改革を実施中

米国

- 2026年1月のHo Nieh氏のNRC委員長への就任以降、対応が加速している印象（Nieh氏はトランプ政権の指名により2025年12月にNRC委員に就任）
- 大統領令14300の主な内容のうち、ミッションの更新と組織再編は完了
- 規則等の見直し・改定は実施の途上（2026年11月までに完了させることを目指す）
 - 2026年7月時点で2件が完了、11件が改定案を提示済（改定する予定の規則は21件）

カナダ

- 連邦政府の指示により始まったが、現在は規制機関主体で粛々と実施
- 具体的な取り組み（9項目）のうち5項目が完了